

## 第 7 章 環境保全施策

## 第7章 環境保全施策

### 1 環境影響評価制度

#### (1) 環境影響評価制度

##### 【根 拠】

- ・ 環境影響評価法（平成9年6月13日法律81号、以前は「環境影響評価の実施について」）
- ・ 2005年日本国際博覧会環境影響評価要領（平成10年3月27日付、通商産業大臣官房長官商務流通審議官通達）
- ・ 愛知県環境影響評価条例（平成10年12月18日愛知県条例第47号、以前は「愛知県環境影響評価要綱」）

##### 【目 的】

大規模な事業について環境アセスメントの手続きを定め、環境アセスメントの結果を事業内容に関する決定（事業の許認可等）に反映させることにより、事業が環境の保全に十分に配慮して実施されるように努めます。

【環境影響評価制度に係る対象事業】

表 122 環境影響評価制度に係る対象事業

対象事業種類	環境影響評価法		愛知県環境影響評価条例
	第1種事業	第2種事業	
1 道路			
高速自動車国道	すべて		
指定都市高速道路（4車線以上）	すべて		
一般国道（4車線以上）	10Km 以上	7.5Km 以上 10Km 未満	7.5km 以上 10km 未満
林道（幅員 6.5m以上）	20Km 以上	15Km 以上 20Km 未満	15km 以上 20km 未満
県道・市町村道（4車線以上）			7.5km 以上
2 河川			
ダム	貯水面積 100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	75ha 以上 100ha 未満
堰	湛水面積 100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	75ha 以上 100ha 未満
湖沼水位調節施設	湖沼開発面積 100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	75ha 以上 100ha 未満
放水路	土地改変面積 100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	75ha 以上 100ha 未満
3 鉄道			
新幹線鉄道	すべて		
普通鉄道	10Km 以上	7.5Km 以上 10Km 未満	7.5km 以上 10km 未満
新幹線・普通鉄道外の鉄道			7.5km 以上
新設軌道	10Km 以上	7.5Km 以上 10Km 未満	7.5km 以上 10km 未満
新設軌道以外の軌道			7.5km 以上
4 飛行場	滑走路長 2,500m 以上	1,875m 以上 2,500m 未満	1,875m 以上 2,500m 未満
5 発電所			
水力発電所	出力 3 万 kW 以上	2.25 万 kW 以上 3 万 kW 未満	2.25 万 kW 以上 3 万 kW 未満
火力発電所（地熱以外）	出力 15 万 kW 以上	11.25 万 kW 以上 15 万 kW 未満	11.25 万 kW 以上 15 万 kW 未満
火力発電所（地熱）	出力 1 万 kW 以上	7,500 以上 1 万 kW 未満	0.75 万 kW 以上 1 万 kW 未満
原子力発電所	すべて		
6 廃棄物処理施設			
ごみ処理施設			処理能力 150t/日以上
し尿処理施設			処理能力 150kl/日以上
産業廃棄物焼却施設			処理能力 150t/日以上
廃棄物最終処分場	30ha 以上	25ha 以上 30ha 未満	25ha 以上 30ha 未満
7 下水道終末処理場			11.25ha 以上
8 工場・事業場			燃料使用量 11.25t/h 又は特定排水 7500m <sup>3</sup> /日以上
9 公有水面の埋立て・干拓	50ha 超	40ha 以上 50ha 以下	40ha 以上 50ha 以下
10 土地区画整理事業			
都市計画に定められるもの	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	75ha 以上 100ha 未満
その他			75ha 以上
11 新住宅市街地開発事業	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	75ha 以上 100ha 未満
12 新都市基盤整備事業	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	75ha 以上 100ha 未満
13 流通業務団地の造成			
流通業務市街地整備法に規定するもの	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	75ha 以上 100ha 未満
その他			75ha 以上
14 農用地の造成			75ha 以上
15 レクリエーション用地造成			75ha 以上
16 工業団地の造成			
首都圏・近畿圏で行われるもの	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	
環境事業団等が行うもの	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	75ha 以上 100ha 未満
その他			75ha 以上
17 宅地造成事業			
環境事業団等が行うもの	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	75ha 以上 100ha 未満
その他			75ha 以上
18 土石の採取			75ha 以上
19 複合開発事業			75ha 以上
20 港湾計画	埋立・掘込 300ha 以上		

## (2) 豊田市環境影響評価検討会

### 【根 拠】

- ・ 豊田市環境影響評価検討会設置要綱（平成11年4月1日施行、以前は平成元年から「豊田市環境影響評価審査会設置要綱」により運用）

### 【目 的】

平成11年6月12日、環境影響評価法や愛知県環境影響評価条例が施行され、新たに地球環境や生物多様性などが対象となり、より高度な知見が必要となります。このため、検討会を設置し必要に応じ専門家の意見、助言等を参考にしながら対応を図っていきます。

### 【役 割】

- ・ 国、県の制度に基づく環境影響評価に関し、市長に意見の具申を行います。
- ・ 国、県の制度に基づく環境影響評価に関し、指導等を行います。
- ・ 市長が必要と認めて実施する環境影響評価に関し、指導等を行います。
- ・ 国や県に協力して、環境影響評価制度の円滑な推進を行います。

## (3) 環境影響評価（アセスメント）に係る市長意見

環境影響評価は、環境に影響を及ぼす土地の形状変更、工作物の新設その他これらに類する事業について、その実施前に、事業者自らがその環境影響を調査・予測・評価することを通じて環境保全対策を検討するなど、その事業を環境保全上より望ましいものとしていく制度です。

環境影響評価法及び愛知県環境影響評価条例が、平成11年6月12日より施行されています。本市では、豊田市環境影響評価検討会を設置し、国や県の環境影響評価制度に基づき、県知事への意見の具申を行っています。平成19年度は、愛知県企業庁より豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業環境影響評価方法書(平成19年7月)の送付を受け、庁内検討会を開催し、同年11月愛知県知事へ市長意見を提出しました。

## (4) 豊田市環境影響評価検討会付議案件

表 123 豊田市環境影響評価審査会及び豊田市環境影響評価検討会付議案件

審査日	事業名	事業主体	区分
H元.7.14	(仮称)石野ゴルフ場建設	芳友興行(株)	県要綱
H元.10.11	勘八不燃物処分場第3期拡張工事	豊田市加茂広域市町村圏事務処理組合	その他
H2.2.22	豊田加茂産業廃棄物処分場建設	(財)豊田加茂産業廃棄物処理公社	その他
H2.3.20	豊田都市計画道路東海環状自動車道	中部地方建設局	国要綱
H2.9.12	逢妻衛生処理組合し尿処理施設整備	逢妻衛生処理組合	その他
H3.1.8	第2東海自動車道(鳳来町～豊田市)	中部地方建設局	国要綱
H3.7.16	農業集落排水事業(配津・畝部上地区)	豊田市	その他
H4.6.19	(仮称)豊田市浄水特定土地区画整理事業	豊田市	国要綱
H10.6.17	2005年日本国際博覧会(実施計画書)	(財)2005年日本国際博覧会協会	国要領
H11.5.20	2005年日本国際博覧会(準備書)	(財)2005年日本国際博覧会協会	国要領
H12.1.14	豊田市新清掃工場設置(方法書)	豊田市	県条例
H12.4.25	名古屋都市計画都市高速鉄道東部丘陵線、豊田都市計画都市高速鉄道東部丘陵線に係る環境影響評価(方法書)	愛知県	県条例
H13.6.19	名古屋都市計画都市高速鉄道東部丘陵線、豊田都市計画都市高速鉄道東部丘陵線に係る環境影響評価(準備書)	愛知県	県条例
H14.4.23	2005年日本国際博覧会(評価書)	(財)2005年日本国際博覧会協会	国要領
H14.6.20	豊田市新清掃工場設置(準備書)	豊田市	県条例
H15.3.28	2005年日本国際博覧会(追跡調査その1)	(財)2005年日本国際博覧会協会	国要領
H15.10.2	2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予備・評価)報告書(その2)	(財)2005年日本国際博覧会協会	国要領
H15.10.2	2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成14年度)	(財)2005年日本国際博覧会協会	国要領
H16.2.24	2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予備・評価)報告書(その3)	(財)2005年日本国際博覧会協会	国要領
H16.7.9	2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その4)	(財)2005年日本国際博覧会協会	国要領
H16.7.9	2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成15年度)	(財)2005年日本国際博覧会協会	国要領
H17.7.19	2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その5)	(財)2005年日本国際博覧会協会	国要領
H17.7.19	2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成16年度)	(財)2005年日本国際博覧会協会	国要領
H18.12.12	2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成17～18年度)	(財)2005年日本国際博覧会協会	国要領
H19.10.2	豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業環境影響評価(方法書)	愛知県	県条例

## 2 環境保全設備等整備資金融資制度

### 【目 的】

公害を防止し、良好な生活環境の保全を図るため、「豊田市環境保全設備等整備資金融資制度」を設け、中小企業者等に対し助成措置を行います。

- ・ 昭和45年度に豊田市公害防除施設等整備資金融資制度を制定
- ・ 平成7年度から豊田市環境保全設備等整備資金融資制度に変更、融資対象を拡大するなど、より利用しやすい制度に改正

### 【概 要】

表 124 環境保全設備等整備資金融資制度の概要

	豊田市	愛知県
制度名	環境保全設備等整備資金融資制度	環境対策資金融資制度
内 容	環境保全設備等整備資金として 1. 資金融資 2. 利子補給	公害防除設備整備資金として 1. 資金融資 2. 利子補給
融資対象	市内に工場又は事業場を有し、次のいずれかに該当する方 1. 資本金の額又は出資の総額が3億円（卸売業では1億円、サービス業・小売業では5,000万円）以下の法人 2. 常時使用する従業員数が300人（卸売業・サービス業では100人、小売業では50人）以下の法人又は個人 3. 「中小企業等協同組合法」で定める組合 4. 「農業協同組合法」で定める組合	県内に工場又は事業場を有し、次のいずれかに該当する方 1. 市要綱と同等 2. 市要綱と同等 3. 「中小企業団体の組織に関する法律」で定める事業共同組合・事業共同小組合・事業共同連合会・企業組合・協業組合・商工組合・商工組合連合会 4. 「農業協同組合法」で定める農業協同組合・農業協同組合連合会・農事組合法人 5. 「水産業協同組合法」で定める水産業協同組合
資金使途	1. 環境保全設備の設置及び改善資金 2. 工場移転資金（土地代除く） 3. 有機性廃棄物処理設備の設置（自社処分のみ）	1. 公害防除施設の設置及び改善資金 2. 工場移転資金 3. 事業の用に供する低公害車の購入資金（新車に限る） 4. 新エネルギー施設の設置及び改善資金、緑化に要する経費
融資条件	1. 限 度 所要経費の80%以内 最高限度額 2,000万円(組合の場合 3,000万円) 2. 期 間 5年以内（1年据置） 3. 利 率 無利子	1. 限 度 対象経費の90%以内 公害防除施設額 5,000万円 工場移転 7,000万円 低公害車 3,000万円 地球温暖化対策施設 5,000万円 組合はすべて一律 6,000万円 2. 期 間 7年以内（1年据置） 元金均等月賦返済 3. 利 率 年1.7% 4. 信用保証 取扱い金融機関が必要と認める場合には、県信用保証協会の信用保証が必要
助 成	全額利子補給	全額利子補給（低公害車は1/2利子補給）

【実績】

表 125 環境保全設備等整備資金融資年度別実績

年度	融資額 (千円)	総件数 (件)	内 訳(件)				
			大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭
14	20,000	1	0	1	0	0	0
15	3,180	1	0	1	0	0	0
16	0	0	0	0	0	0	0
17	0	0	0	0	0	0	0
18	15,780	2	1	1	0	0	0
19	10,000	1	0	1	0	0	0

表 126 利子補給補助金年度別実績

年度 区分	14	15	16	17	18	19
交付件数(件)	8	7	5	4	3	5
交付金額(円)	542,900	355,200	267,602	146,821	75,135	248,750

### 3 公害防止協定

公害防止のため特に必要があると認める企業との間で、(旧)豊田市公害防止条例に基づき平成19年度末現在で46企業74事業所等と公害防止協定を締結、協定に準じた覚書を5企業5事業所と締結しています。また、旧藤岡町が公害防止協定を39企業と締結しています。平成19年度の事前協議は4件でした。

#### 【企業との公害防止協定の主な内容】

- 協定値...公害関係諸法令より厳しい規制値
- 事前協議制...一定規模以上の工場等の新設、増設、生産施設の工程変更を行う場合、事前に計画書提出、協議
- 測定及び報告義務...大気汚染、水質汚濁に係る項目の測定義務及び報告義務
- その他の事項...事故発生時の措置、産業廃棄物、緊急時の措置、公害による被害補償、緩衝緑地等の整備

表127 - 1 公害防止協定締結企業及び協定内容 (平成20年3月31日現在 旧豊田市分、46企業74事業所等)

番号	企業名	事業所名	協定年月日		協定内容							
			協定	改定	大気	水質	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物	緑化
1	トヨタ自動車(株)	本社	S48. 7. 2	S56.12.27 H 7. 5.31								
		元町	S48. 7. 2	S56.12.27 H 7. 5.31								
		上郷	S48. 7. 2	S56.12.27 H 7. 5.31								
		高岡	S48. 7. 2	S56.12.27 H 7. 5.31								
		堤	S48. 7. 2	S56.12.27 H 7. 5.31								
		貞宝	S58. 4.21	H 7. 5.31								
		広瀬	S62. 6.23	H 7. 5.31								
		福利厚生施設	3施設	S56.12. 3	H 7. 5.31							
	福利厚生施設	6施設	S56.12. 3	H 7. 5.31								
2	豊田鉄工(株)	本社	S48. 9. 4	S57.12. 3 H 7.11.16								
		広久手	S48. 9. 4	S57.12. 3 H 7.11.16								
		篠原	S60. 3. 6	-								
3	トヨタ車体(株)	吉原工場	S48. 9. 4	S57.12. 3 H 7. 8. 7								
		寿新規開発センター	S48. 9. 4	S57.12. 3								
4	アイシン高丘(株)	本社	S48. 9. 4	S57.12. 3 H 7. 9.14								
5	アイシン精機(株)	新豊	S48. 9. 4	S57.12. 3								
6	住友ゴム工業(株)	名古屋	S48. 9. 4	S57.12. 3 H 7. 8. 7					-			



番号	企業名	事業所名	協定年月日		協定内容								
			協定	改定	大気	水質	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物	緑化	
24	(株)東海理化電機製作所	豊田	S49.12.6	S57.12.3 H 7.9.1									
25	(株)オティックス高岡	-	S49.12.6	S57.12.3 H 7.12.25					-				
26	テイケイ気化器(株)	-	S49.12.6	S57.12.3 H 7.12.20									
27	三協高分子(株)	-	S49.12.6	-					-				
28	旭千代田工業(株)	豊田	S49.12.6	S57.12.3 H 8.1.22									
29	(株)メイドー	豊田	S49.12.6	S57.12.3 H 8.1.16									
30	横山興業(株)	-	S49.12.6	S59.3.7									
31	日本サーキット工業(株)	第1工場	S49.12.6	S57.12.3 H 8.3.1					-				
		第2工場	S49.12.6	S57.12.3 H 8.3.1									
32	豊田化学工業(株)	-	S49.12.6	S59.3.7 H 8.1.16									
33	(株)アイホン	豊田	S60.3.6	-					-		-		
34	エヌ・エス・デイ(株)	篠原	S60.3.6	-					-		-		
35	(株)神谷プラスチック	-	S60.3.6	-					-		-		
36	近藤精密(株)	-	S60.3.6	-					-		-		
37	サンワ(株)	篠原	S60.3.6	-					-		-		
38	新和精工(株)	-	S60.3.6	-					-		-		
39	トヨタカ産業(株)	第2工場	S60.3.6	-					-		-		
40	トヨタカロラ愛知(株)	総合センター	S60.3.6	-					-		-		
41	名古屋東部陸運(株)	篠原物流センター	S60.3.6	-					-		-		
42	松美工業(株)	本社	S60.3.6	-					-		-		
43	三井屋工業(株)	篠原	S60.3.6	-					-		-		
44	トリニティ工業(株)	本社	S60.12.23	H 8.1.16					-		-		
45	広瀬テクノロジー(株)	広瀬	S63.11.28	-							-		
46	愛三工業(株)	豊田	H 1.6.1	H 8.1.24							-		



30	NTT中部電話帳株式会社		H9.9.3										
31	有限会社やよい石鯨		H10.3.17										
32	株式会社豊和		H11.6.10										
33	第一電機測器株式会社		H12.1.13										
34	株式会社立松製作所		H12.10.3										
35	矢作産業株式会社		H13.4.16										
36	株式会社エフ・エム・シー		H14.7.1										
37	トヨキン株式会社		H15.7.14										
38	自動車部品栄和協同組合		H16.6.2										
39	トヨタ紡織株式会社		H16.11.16										

表127 - 3 覚書締結企業及び協定内容（平成20年3月31日現在 旧豊田市分、5企業5事業所等）

番号	企業名	事業所名	協定年月日		協定内容								
			協定	改定	大気	水質	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物	緑化	
1	アクトメタル	豊田工場	S61.12.8	-	-		-	-	-	-	-	-	-
2	愛知県動物保護管理センター	-	S61.8.1	-			-	-	-			-	-
3	愛知学泉大学	-	S61.3.18	-	-		-	-	-	-	-	-	-
4	高木工業所		S51.3.18	-	-	-			-	-	-	-	-
5	桜花学園	豊田短期大学	H1.2.8	-	-		-	-	-	-	-	-	-

#### 4 ゴルフ場との農薬使用に関する協定

ゴルフ場の農薬使用による環境汚染を未然に防止して、市民の安全と環境の保全を図るため、平成2年度から農薬使用に関する協定を締結しています。また、平成19年度に協定による排出水中の農薬濃度（協定目標値）の見直し、毒性の強い農薬を使用した場合の排水水等の監視など協定の改定を実施しました。

**【ゴルフ場との農薬使用に関する協定の主な内容】**

- 使用する農薬の制限及び空中散布の制限の遵守
- 排水中の農薬濃度を環境省の暫定指針値の2分の1とすること
- 魚毒性C類の農薬を使用する場合は排水水等の監視の実施
- 立入調査、農薬使用の停止要請、事故の未然防止に関する事項
- 地域の環境保全活動への協力と地域住民とのコミュニケーション

表128 ゴルフ場に関する環境保全協定締結事業所（平成20年3月31日現在19ゴルフ場）

事業者名	ゴルフ場名
東名ゴルフ株式会社	東名古屋カントリークラブ
東名ゴルフ株式会社	名古屋広幡ゴルフコース
株式会社愛知さなげゴルフ場	さなげカントリークラブ
豊田鞍ヶ池開発株式会社	豊田カントリー倶楽部
株式会社南山カントリークラブ	南山カントリークラブ
豊田パブリックゴルフ場株式会社	豊田パブリックゴルフ場
貞宝工業株式会社	貞宝カントリークラブ
中京ゴルフ倶楽部株式会社	中京ゴルフ倶楽部石野コース
フジオカ開発株式会社	藤岡カントリークラブ
親和開発株式会社	名古屋グリーンカントリークラブ
株式会社小原カントリークラブ	小原カントリークラブ
小原興業株式会社	パインズカントリークラブ
株式会社ロイヤルフレンドシップ	ロイヤルカントリークラブ
東加茂開発株式会社	加茂ゴルフ倶楽部
株式会社京和	京和カントリー倶楽部
株式会社セントクリークゴルフクラブ	セントクリークゴルフクラブ
株式会社旭カントリー倶楽部	旭カントリークラブ
大東開発株式会社	笹戸カントリークラブ
オリックス・ゴルフ・マネジメント株式会社	稲武 OGM カントリークラブ